



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

日本の企業が海外進出する際の決め手

◆ 1 万社以上が回答

株式会社帝国データバンクでは、「海外進出」に対する企業の意識について調査を実施し、その結果を発表しました。

調査対象企業は全国 22,955 社で、有効回答企業数は 10,467 社（回答率 45.6%）となっています。

◆ 約 1 割の企業が海外進出

2011 年度における海外への進出（海外現地法人の設立、海外企業との業務提携、海外企業への資本参加・増資、活動拠点の新設・拡大など）の有無を尋ねたところ、「あった」（進出した）と回答した企業は 1,028 社（9.8%）で、約 1 割の企業が過去 1 年間に海外に進出していることがわかりました。

また、今後 2～3 年における海外進出について、「ある（予定・検討含む）」（進出意向あり）と回答した企業は 1,430 社（13.7%）でした。2011 年度に海外進出を果たした企業の約 1.4 倍になっています。

◆ 海外進出の決め手は？

海外進出を決定した（決定する）際のポイント（複数回答で 3 つまで）について、上位ベスト 10 は次の通りとなっています。

- (1) 良質で安価な労働力が確保できる (35.0%)
- (2) 現地の製品・サービス需要が拡大 (19.9%)
- (3) 納入先を含む他の日系企業の進出実績がある (18.8%)
- (4) 品質・価格面で、日本への逆輸入が可能 (17.8%)
- (5) 現地政府の産業育成、保護政策 (17.7%)
- (6) 税制や融資などの優遇措置がある (14.1%)
- (7) 進出先の近隣国で製品・サービス需要が拡大



(13.0%)

(8) 社会資本整備が必要水準を満たしている

(12.7%)

(9) 部品などの現地調達が可能 (11.0%)

(10) 土地などの現地資本が安価 (11.0%)

障害者雇用率の引上げと精神障害者への対象拡大

◆ 企業の障害者雇用率が 2.0% に引上げ

2013 年 4 月 1 日より、民間企業に義務付けられている障害者雇用率が 15 年ぶりに引き上げられ、現行の 1.8% から 2.0% となります。また、国や地方公共団体の障害者雇用率は現行の 2.1% から 2.3% に、都道府県等の教育委員会は同じく 2.0% から 2.2% に引き上げられます。

厚生労働省のまとめによると、2011 年度にハローワークを通じて就職した障害者は 5 万 9,367 人で 1970 年度の調査開始以降、過去最多となっており、企業の障害者雇用は全体として増加傾向にあるようです。

◆ 従業員 50 人以上 56 人未満の事業主は要注意

今回の法定雇用率の引上げと同時に、障害者の雇用を義務付けられる企業の規模も従業員 56 人

以上から 50 人以上に上げられます。

対象となる事業主には以下の義務があります。

- (1) 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければならない
- (2) 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならない

◆未達成の場合は…

雇用率が未達成の場合、「障害者雇用納付金制度」において、従業員数が 201 人以上の企業は、法定雇用障害者数に不足する 1 人につき月 5 万円を国に納めなければなりません。

一方で、雇用率を上回っている企業へは、上回る 1 人につき月 2 万 1,000 円～2 万 7,000 円の報奨金などが支給される仕組みとなっています。

なお、今回これらの金額に変更はありません。

◆精神障害者も雇用義務の対象に

厚生労働省は、障害者雇用促進法に基づく雇用義務の対象に、新たに「精神障害者」を追加すべきとの報告書案をまとめました。報告書によると、精神障害者の定義は「精神障害者保険福祉手帳を持つ人」とする案が有力となっています。

この改正で精神障害者を含めた障害者の雇用が義務化された際には、雇用率が新たに算定され、最終的な雇用率は少なくとも 2.2%になるようです。今秋より審議が始まり、法案の国会提出は来年となる見通しですが、今後の様子に注目したいところです。

8月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

水分補給や塩分をこまめにしっかりと取り、無理をなさらないようご注意ください。

エアコンや暑さ対策グッズなどを有効に利用し、体調を崩さないよう乗り切りましょう。

(エアコンの冷やしすぎにはご注意ください!(^^)!)

～最近気になったこと～

先日の日本経済新聞で、生活保護費が最低賃金の基準を上回るという記事が載っていました。

パートなどで働いている人たちが、社会保険料を控除されるとそういった現象が起こるのだそうです。テレビでは、最低賃金の引き上げは、零細企業にとってはつらいとのコメントもありました。

数年前の新聞で、一生懸命働くより多少生活の制限はあっても生活保護を受給していたほうがよほど楽な暮らしができるとコメントしていた受給者の記事を目にしたことがあります。

遊んで暮らしているのにもかかわらず受給できている人、本当に生活に困っているにもかかわらず受給できていない人、様々な悪循環に陥っているようにも思われます。皆さんがよりよい環境で暮らせるようになってほしいですね。 (沼)